

# 大気規制及び届出の概要 (有害物質・VOC編)

工場・事業場における事業活動に伴って発生するばい煙等の有害物質については、「大気汚染防止法」(以下、「法」という。)及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」(以下、「県条例」という。)等による、種々の規制があります。

このリーフレットは、工場・事業場(以下、「工場等」という。)に関するばい煙等の有害物質の規制及び届出の概要について作成したものです。

## 1. 規制対象地域 名古屋市全域

## 2. 規制対象物質及び規制対象施設

規制対象物質等	規制種類	根拠法令	規制対象施設	番号
揮発性有機化合物注 (VOC)	排出基準 (濃度基準)	法	揮発性有機化合物排出施設 (塗装施設及び乾燥施設等)	①
有害物質(下表)	排出基準 (濃度基準)	法	ばい煙発生施設 (化学工業品又は石油製品の製造の用に供する蒸発施設等)	②
		県条例		
ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	指定物質抑制基準(濃度基準)	法	指定物質排出施設	③
炭化水素系物質	構造並びに使用及び管理に関する規制	県条例	炭化水素系物質発生施設 (ガソリンの貯蔵施設等)	④

法	有害物質(5物質) (1) カドミウム及びその化合物 (2) 塩素及び塩化水素 (3) 鉛及びその化合物 (4) 弗素、弗化水素及び弗化珪素 (5) 窒素酸化物 [ばい煙一般編をご覧ください]		
県条例	有害物質(22物質) (1) カドミウム及びその化合物 (2) 塩素及び塩化水素 (3) 弗素、弗化水素及び弗化珪素 (4) 鉛及びその化合物 (5) ベンゼン (6) 硫化水素 (7) 二硫化炭素 (8) シアン及びその化合物 (9) ホルムアルデヒド (10) トルエン (11) キシレン (12) ノルマルヘキサン (13) シクロヘキサン (14) メチルアルコール (15) 酢酸エチルエステル (16) 酢酸ブチルエステル (17) メチルエチルケトン (18) トリクロロエチレン (19) テトラクロロエチレン (20) ジクロロメタン (21) アクリロニトリル (22) 酸化エチレン		

# ① VOC（揮発性有機化合物）排出施設一覧

項	揮発性有機化合物排出施設の種類	対 象 規 模 等	排出基準（ppmC）		
			施設の設置年月日		
			～H18. 3. 31	H18. 4. 1～	
一	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が3,000m <sup>3</sup> ／時以上のもの	600		
二	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が100,000m <sup>3</sup> ／時以上のもの	自動車製造の用に供するもの	700	400
			前項に掲げる以外のもの	700	
三	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が10,000m <sup>3</sup> ／時以上のもの	木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	1000	
			前項に掲げる以外のもの	600	
四	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m <sup>3</sup> ／時以上のもの	1400		
五	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が15,000m <sup>3</sup> ／時以上のもの	1400		
六	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が7,000m <sup>3</sup> ／時以上のもの	400		
七	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が27,000m <sup>3</sup> ／時以上のもの	700		
八	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（洗浄の用に供する乾燥施設を含む。）	洗浄剤が空気に接する面の面積が5㎡以上のもの	400		
九	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000kℓ以上2,000kℓ未満のもの	猶予	60,000	
		容量が2,000kℓ以上のもの	60,000		

注1：「ppmC」とは、ppmにその物質の炭素数を乗じて算出します。

（例 トルエン100ppmであれば炭素数7であるので100×7＝700ppmCとなります）

注2：「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。

注3：「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれ、VOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものをいう。

○法（VOC施設）と県条例の関連施設（目安）

項 法（VOC施設）				県条例		
施設の種類の	対象規模等	基準	規制対象施設	対象規模	基準	
一 化学製品の製造の用に供する乾燥施設	送風機能力 3,000m <sup>3</sup> /時以上	600 (ppmC)	ばい煙 35ハ 接着テープ又はフィルムの製造用乾燥施設及び焼付施設	すべてのもの	ベンゼン 50ppm(300ppmC) トルエン 100ppm(700ppmC) キシレン 150ppm(1200ppmC) ノルマルヘキサン 100ppm(600ppmC)	
			ばい煙 38 フェノール樹脂、メラミン樹脂又は尿素系樹脂の製造用乾燥施設	すべてのもの	シクロヘキサン 150ppm(900ppmC) トリクロロエチレン 100ppm(200ppmC) テトラクロロエチレン 100ppm(200ppmC) メチルアルコール 200ppm(200ppmC)	
二 塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機能力 100,000m <sup>3</sup> /時以上	自動車製造 既設 700 (ppmC)	ばい煙 35ニ ゴム又はゴム製品製造用塗装施設及び乾燥施設	すべてのもの	酢酸エチルエステル 400ppm(1600ppmC) 酢酸ブチルエステル 200ppm(1200ppmC) メチルエチルケトン 200ppm(800ppmC) (*1)	
		自動車製造 新設 400 (ppmC)				
		その他塗装施設 700 (ppmC)	37 輸送用機械器具製造用塗装用乾燥施設	※	ホルムアルデヒド 22ppm(22ppmC)	
三 塗装の用に供する乾燥施設	送風機能力 10,000m <sup>3</sup> /時以上	木材又は木製品(家具を含む。)の製造の用に供するもの 1000 (ppmC)	39 研磨布紙製造用塗工施設及び乾燥施設	すべてのもの	ホルムアルデヒド 22ppm(22ppmC)	
		その他乾燥施設 600 (ppmC)	粉じん 8 吹付け塗装機	吹付け能力 30ℓ/h以上	構造基準 [粉じん編をご覧ください]	
四 印刷回路用銅張積層板等の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機能力 5,000m <sup>3</sup> /時以上	1400 (ppmC)	ばい煙 35ハ 接着テープ又はフィルム製造用乾燥施設及び焼付施設	すべてのもの	(*1) 参照	
五 接着の用に供する乾燥施設	送風機能力 15,000m <sup>3</sup> /時以上	1400 (ppmC)	ばい煙 41 繊維製品製造用塗工コーター施設	すべてのもの	トリクロロエチレン 51ppm(102ppmC)	
六 印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷)	送風機能力 7,000m <sup>3</sup> /時以上	400 (ppmC)	規制なし			
七 印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷)	送風機能力 27,000m <sup>3</sup> /時以上	700 (ppmC)	規制なし			
八 工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設	洗浄剤が空気に接する面の面積 5㎡以上	400 (ppmC)	ばい煙 35ハ 金属の表面加工用脱脂施設	すべてのもの	(*1) 参照	
			ばい煙 42 トリクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	接する面の面積3㎡以上	トリクロロエチレン 51ppm(102ppmC)	
			ばい煙 43 テトラクロロエチレンを使用する脱脂・洗浄施設	接する面の面積3㎡以上	テトラクロロエチレン 41ppm(82ppmC)	
ばい煙 44 ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設	接する面の面積0.5㎡以上	ジクロロメタン 53ppm(53ppmC)				
九 ガソリン、原油等の内容物の貯蔵タンク	容量が1,000kℓ以上2,000kℓ未満	60000 (既設猶予)	炭化水素 1 原油、ガソリン、有機溶剤等の貯蔵施設	貯蔵能力1,000kℓ以上	構造基準 [④をご覧ください]	
	容量が2,000kℓ以上のもの	60000 (ppmC)	炭化水素 3 ベンゼン、アクリロトリル又は酸化エチレンの貯蔵施設	貯蔵能力10kℓ以上	構造基準 [④をご覧ください]	

注 各乾燥施設の関連施設には、法及び県のばい煙の「乾燥炉」[ばい煙一般編をご覧ください]があります。  
 ※ バーナーの燃焼能力 50ℓ/h以上又は変圧器の定格容量 200kVA又は伝熱面積10㎡以上若しくはバーナーの燃焼能力50ℓ/h以上のボイラーから熱源を供給されたものをいう。  
 ※※ 「ばい煙」とは「ばい煙発生施設」、「粉じん」とは「粉じん発生施設」、「炭化水素」とは「炭化水素系物質発生施設」をいう

② 法及び県条例対象のばい煙発生施設（有害物質）一覧

単位：原則は、mg/m<sup>3</sup>N

施設名等	対象規模		詳細施設区分	物質名	規制基準
	法（ばい煙発生施設）	県条例（ばい煙発生施設）			
窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	9 火格子面積 1㎡以上又は重油換算 50ℓ/時以上又は変圧器の定格容量 200KVA以上（14、23、26を除く）	10 同左 0.8㎡以上又は同左 40ℓ/時以上又は同左 80KVA以上（16、25、28の項を除く）	ガラス又は硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するもの製造の用に供するもの	カドミウム フ素 鉛	1.0 10 20
製鉄、精鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	(12) 変圧器の定格容量1,000KVA以上（法対象施設でも条例の届出要）	13 同左 600KVA以上	法・県条例該当施設すべて	カドミウム 鉛	0.4 4.0
廃棄物焼却炉	13 火格子面積 2㎡以上又は焼却能力 200kg/時以上		法該当施設すべて（県条例は除く）	塩化水素（標準酸素12%）	700
銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	14 原料の処理能力0.5t/時以上又は火格子面積 0.5㎡以上又は羽口面断面積 0.2㎡以上又は重油換算 20ℓ/時以上	16 同左 0.3t/時以上又は同左 0.3㎡以上又は同左 0.15㎡以上又は同左 10ℓ/時以上	焙焼炉、転炉、溶解炉、乾燥炉 電解炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	カドミウム 鉛	1.0 10 1.0 30
カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	15 容量 0.1㎡以上	17 同左 0.05㎡以上	法・県条例該当施設すべて	カドミウム	1.0
塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	16 原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力 50kg/時以上	18 同左	法・県条例該当施設すべて	塩素 塩化水素	30 80
塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	17 処理能力 50kg/時以上	19 40kg/時以上			
活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る）の用に供する反応炉	18 重油換算 3ℓ/時以上	20 同左 2ℓ/時以上			
化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く）	19 原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力 50kg/時以上	21 同左 30kg/時以上	電解炉のうち有害物質が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出されるもの 電解炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	フ素	3.0 1.0
アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	20 電流容量 30KA以上	22 同左 20KA以上			
りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	21 原料として使用するりん鉱石の処理能力 80kg/時以上又は重油換算 50ℓ/時以上又は変圧器の定格容量 200KVA以上	23 同左 50kg/時以上又は同左 40ℓ/時以上又は同左 150KVA以上	反応施設のうち過りん酸石灰又は重過りん酸石灰の製造の用に供するもの 反応施設のうちで前項以外のもの 濃縮施設 焼成炉 溶解炉のうちりん酸質肥料の製造の用に供するもの 平炉 溶解炉のうち前項以外のもの	フ素 フ素 フ素 フ素 フ素	15 10 20 15 20 10
弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く）	22 伝熱面積 10㎡以上又はポンプの動力 1kW以上	24 同左 5㎡以上又は同左 0.375kW以上			
トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	23 原料の処理能力80kg/時以上又は火格子面積 1㎡以上又は重油換算 50ℓ/時以上	25 同左 50kg/時以上又は同左 0.8㎡以上又は同左 40ℓ/時以上		弗素	10
鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	24 重油換算 10ℓ/時以上又は変圧器の定格容量 40KVA以上	26 同左 5ℓ/時以上又は同左 20KVA以上	法・県条例該当施設すべて		
鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	25 重油換算 4ℓ/時以上又は変圧器の定格容量 20KVA以上	27 同左 2ℓ/時以上又は同左 10KVA以上		鉛	10
鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	26 容量 0.1㎡以上又は重油換算 4ℓ/時以上又は変圧器の定格容量 20KVA以上	28 同左 0.08㎡以上又は同左 2ℓ/時以上又は同左 10KVA以上			
コークス炉	(28) 原料の処理能力 20t/日以上	29 原料の処理能力 20t/日以上	開閉式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置しているもの 上記以外の施設	ベンゼン	60
ビスコースの製膜施設及び製糸施設		30 原料の処理能力		硫化水素 二硫化炭素 硫化水素	75 1,350 75
バルブ製造の用に供する蒸解施設、濃縮施設及び薬品回収施設		31 5 t / 日以上			
金属製品の熱処理施設（処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る）		32 重油換算5ℓ/時以上又は変圧器の定格容量20KVA以上	県条例該当施設すべて	(シアン化水素として)	6.0
繊維の表面加工（合成樹脂を使用するものに限る）の用に供する蒸絨施設		33 製品の処理能力 400m/時以上		ホルムアルデヒド	7.0
合板の製造又は表面加工（合成樹脂を使用するものに限る）の用に供する乾燥施設		34 重油換算5ℓ/時以上又は変圧器の定格容量20KVA以上		ホルムアルデヒド	7.0
塗料の製造の用に供する混合施設、溶解施設及び調整施設		35イ すべてのもの	条例該当施設すべて	(単位:mg/m <sup>3</sup> 25°C1気圧) ベンゼン 160 (50ppm) トルエン 380 (100ppm) キシレン 650 (150ppm) ノルマルヘキサン 350 (100ppm) シクロヘキサン 520 (150ppm) トリクロロエチレン 540 (100ppm) テトラクロロエチレン 680 (100ppm) メチルアルコール 260 (200ppm) 酢酸エチルエステル 1,440 (400ppm) 酢酸ブチルエステル 950 (200ppm) メチルエチルケトン 590 (200ppm)	2種類以上の物質を排出する場合は次式に適合する量 $Da + Db + \dots + Dz \leq 1$ Sm Da : a物質の量(ppm) Db : b物質の量(ppm) Dz : z物質の量(ppm) Sm : a~z物質の規制基準として定められた量を容量比に換算した最大の量(ppm)
接着剤の製造の用に供する反応施設、混合施設、溶解施設、及び調整施設		ロ			
接着テープ又はフィルムの製造の用に供する混合施設、溶解施設、乾燥施設及び焼付施設		ハ			
ゴム又はゴム製品の製造の用に供する吹付塗装施設及び乾燥施設		ニ			
油脂又は油脂製品の製造の用に供する抽出施設及び蒸溜施設		ホ			
金属の表面加工の用に供する脱脂施設		ヘ (42、43項を除く) すべてのもの			
上6項に掲げるもの以外の化学工業品又は石油製品の製造の用に供する施設(注3)のうち蒸発施設、濃縮施設、混合施設及び溶解施設		ト すべてのもの			
カプロラクタムの製造の用に供する施設のうちベンゼン処理施設		36 すべてのもの		ベンゼン	30
輸送用機械器具製造の用に供する塗装用乾燥施設	(11) (乾燥炉) 火格子面積 1㎡以上又は重油換算 50ℓ/時以上又は変圧器の定格容量 200KVA以上	37 重油換算50ℓ/時以上又は変圧器の定格容量200KVA以上の乾燥炉又は法対象ボイラーから熱源を供給された乾燥施設 (34項を除く)			
フェノール樹脂、メラミン樹脂又は尿素系樹脂の製造の用に供する反応施設、乾燥施設		38		ホルムアルデヒド	30
研磨布紙の製造の用に供する塗工施設、乾燥施設		39			
鑄造の用に供するシェルモールド中子造型施設		40 すべてのもの			
繊維製品の製造の用に供する塗工コーター施設		41		トリクロロエチレン	300
トリクロロエチレンによる脱脂・洗浄施設	指 (トリクロロエチレンによる洗浄施設)	42 空気に接する面の面積が3㎡以上			
テトラクロロエチレンによる脱脂・洗浄施設	指 (テトラクロロエチレンによる洗浄施設)	43		テトラクロロエチレン	300
ジクロロメタンを使用する脱脂・洗浄施設		44 空気に接する面の面積が0.5㎡以上		ジクロロメタン	200
ウレタンの製造の用に供する発泡施設		45 すべてのもの			
接着剤塗布施設		46 スプレーガンの吹付け能力が300/時以上			
偏光フィルムの製造の用に供する延伸施設		47 すべてのもの			
ウレタンフォーム原料製造の用に供する反応施設、蒸発施設		48		アクリロニトリル	90
アクリロニトリルを使用する合成樹脂製造用反応施設、蒸発施設		49			
エチレンカーボネイト製造の用に供する反応施設		50		酸化エチレン	90
滅菌施設（医療業を除く）		51 容量 3㎡以上			

注1 「指」とは、③指定物質排出施設もご覧ください。なお、法対象施設については原則、県条例の届出は不要です。  
 2 「重油換算」とは、「(バーナーの)燃料の燃焼能力の重油換算」をいい、液体燃料100、気体燃料16m<sup>3</sup>N、固体燃料16kgを各々重油100として換算する。  
 3 ベンゼン、トルエン、キシレン、ノルマルヘキサン、シクロヘキサン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、メチルアルコール、酢酸エチルエステル、酢酸ブチルエステル、メチルエチルケトンを使用するものに限る。

### ③ 指定物質排出施設一覧

項	指定物質排出施設	施設の種類	対象規模	指定物質抑制基準 (mg/m <sup>3</sup> N)			備考	
				指定物質	排ガス量 (m <sup>3</sup> N/時)	施設の設置年月日		
						～H9. 3. 31		H9. 4. 1～
1	ベンゼンを蒸発させるための乾燥施設	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるもの	送風機の送風能力が1,000m <sup>3</sup> /時以上	ベンゼン	3000以上	100	50	
					1000以上 3000未満	200	100	
2	コークス炉		原料の処理能力が20 t/日以上	ベンゼン	—	100*	100	法ば28 県ば29
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設 (常圧蒸留施設を除く。)	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの	全て	ベンゼン	1000以上	200	100	
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設 (密閉式のものを除く。)	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く	全て	ベンゼン	—	100	50	
5	ベンゼンの貯蔵タンク	浮屋根式 (内部浮屋根式を含む。) のものを除く	容量が500 kℓ 以上	ベンゼン	1000以上	1500	600	
					500以上 1000未満	—	600	
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設 (密閉式のものを除く。)	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く	ベンゼンの処理能力1 t/時以上	ベンゼン	3000以上	100	50	
					1000以上 3000未満	200	100	
7	トリクロロエチレン等を蒸発させるための乾燥施設	溶媒としてトリクロロエチレン等を使用するもの	送風機の送風能力が1,000 m <sup>3</sup> /時以上	トリクロロエチレン	1000以上	500	300	
				テトラクロロエチレン		500	300	
8	トリクロロエチレン等の混合施設 (密閉式のものを除く)	溶媒としてトリクロロエチレン等を使用するもの	混合槽の容量5 kℓ 以上	トリクロロエチレン	—	500	300	県ば35ト
				テトラクロロエチレン				
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設 (密閉式のものを除く)	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するもの	全て	トリクロロエチレン	—	300	150	県ば35ト
				テトラクロロエチレン				
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設 (次号に掲げるものを除く)	トリクロロエチレン等により洗浄するもの	トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3 m <sup>2</sup> 以上	トリクロロエチレン	—	500	300	法V 8 県ば35ハ 県ば42 県ば43
				テトラクロロエチレン				
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機 (密閉式のものを除く)		処理能力が30kg/回以上	テトラクロロエチレン	—	500	300	

※ 開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く。

注1 指定物質排出施設は届出の必要はありません。

2 「ベンゼン」は、濃度が体積百分率60%以上のものに限る。

3 「トリクロロエチレン等」とは、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンをいう。

4 備考欄に記入の有る施設は、①又は②の一覧を参照してください。例えば、「法ば28」は大気汚染防止法のばい煙発生施設の28項、「法V 8」は大気汚染防止法のVOC排出施設の8項を示す。

#### ④ 炭化水素系物質発生施設一覧

項	炭化水素系物質発生施設	対象規模	炭化水素系物質発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準
1※	原油、ガソリン、ナフサ、農耕用燃料油又はジェット燃料油（規格K2209に規定する1号及び2号のジェット燃料油を除く）及び有機溶剤（石油系炭化水素、ハロゲン化炭化水素、アルデヒド類、ケトン類及びアルコール類に限る）の貯蔵施設	貯蔵能力が1,000kℓ以上であること	<p>1. 次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 浮屋根型の施設であること</li> <li>ロ 固定屋根型、たて型、横型及び球型の施設にあっては、通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置されていること</li> </ul> <p>2. 油送車から排出される炭化水素系物質を除去するための装置を設置し、油送車に原油、ガソリン、ナフサ、農耕用燃料油、ジェット燃料油及び有機溶剤を注入する場合は、これを使用すること</p>
2	ガソリンスタンドに設置されるガソリンの貯蔵施設	貯蔵能力の合計が40kℓ以上であること	<p>次の各号のいずれかに該当すること</p> <p>1. 施設の通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置されていること</p> <p>2. 施設の通気管に油送車と直結する炭化水素系物質回収装置が設置されていること</p>
3※	ベンゼン、アクリロニトリル又は酸化エチレンの貯蔵施設（1の項に掲げるものを除く）	貯蔵能力が10kℓ以上であること	<p>1. 次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 浮屋根型の施設であること</li> <li>ロ 固定屋根型、たて型、横型及び球型の施設にあっては、通気管に凝縮装置、吸収装置若しくは吸着装置が設置されているか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置が設置されていること</li> </ul> <p>2. 次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 油送車から排出される炭化水素系物質を除去するための装置を設置し、アクリロニトリル等を注入する場合は、これを使用すること</li> <li>ロ 施設の通気管に油送車と直結する炭化水素系物質回収装置が設置されていること</li> </ul>

※ 貯蔵能力が1000kℓ以上の貯蔵施設については、法の揮発性有機化合物排出施設（①VOC揮発性有機化合物排出施設）もご覧ください。

注 炭化水素系物質とは、気体状又は微粒子状の炭化水素系の物質（ばい煙を除く）をいう。

### 3. ばい煙の測定頻度（有害物質・VOC）

物質	法対象施設		県条例対象施設	
	施設の区分	測定時期	施設の区分	測定時期
有害物質 (窒素酸化物を除く)	排出ガス量が4万m <sup>3</sup> N/時以上の施設	2月を超えない作業 期間ごとに1回以上	排出ガス量が4万m <sup>3</sup> N/時以上の施設	2月を超えない作業 期間ごとに1回以上
	排出ガス量が4万m <sup>3</sup> N/時未満の施設 <sup>注1</sup>	年2回以上	排出ガス量が4万m <sup>3</sup> N/時未満の施設	年2回以上 (検知管法による場合 は月1回以上)
VOC	VOC排出施設	年1回以上		

注1 6月/年以上継続休止する季節稼働施設等については、年1回以上とする。

2 測定した結果は、3年間保存する。

### 4. 届出について

- (1) 法のばい煙発生施設・VOC排出施設及び県条例ばい煙発生施設を設置するとき、あるいは施設の構造、使用の方法(燃料を含む)、処理の方法を変更するとき等

発生施設等	届出の種類	届出の期日
法(ばい煙発生施設・VOC排出施設) 県条例(ばい煙発生施設)	設置届出	工事開始の60日前まで
	使用届出	事由の生じた日から30日以内
	変更届出	工事開始の60日前まで

- (2) 県条例炭化水素系物質発生施設を設置するとき、あるいは施設の構造、使用の方法(燃料を含む)、処理の方法を変更するとき等

発生施設等	届出の種類	届出の期日
県条例(炭化水素系物質発生施設)	設置届出	工事開始の前日まで
	使用届出	事由の生じた日から30日以内
	変更届出	工事開始の前日まで

- (3) 届出者が、次の事由に該当するとき

事由	届出の種類	届出の期日
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったとき	氏名等変更届	30日以内
工場等の名称及び所在地に変更があったとき		30日以内
ばい煙発生施設等の使用を廃止したとき	使用廃止届出 <sup>注</sup>	30日以内
ばい煙発生施設等を借り受けたり譲り受けたとき。相続又は合併があったとき	承継届出	30日以内

注：市条例の大気規制工場に該当する際は、市条例の変更許可申請が必要になる場合があります。

また、県条例の大気指定工場に該当する際は、県条例の変更届が必要になる場合があります。

- (4) 指定物質排出施設(法)は、届出の義務はありません。

### 環境保全設備資金融資について

名古屋市では、中小企業の方々が、公害の防止その他の環境保全対策を実施するために必要な資金を長期かつ低金利で融資する「環境保全設備資金融資」を実施しています。この融資を受けられた方には、支払った利子に対して、名古屋市が全額または半額の利子補助を行います。

融資対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害防止設備の購入、設置、改造等</li> <li>・公害防止対策のための移転</li> <li>・ハイブリッド・電気自動車の購入、関連設備の設置</li> <li>・太陽光・太陽熱利用設備の設置、LED照明へのつけかえ など</li> </ul>
融資限度額等	5,000万円（7年返済 金利1.6%）※利子補助あり
問合せ先	名古屋市環境局大気環境対策課(市役所東庁舎5階) 電話：052-972-2674 FAX：052-972-4155 電子メール： <a href="mailto:a2674@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp">a2674@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp</a>

名古屋市公式ウェブサイト  
(<http://www.city.nagoya.jp>)

資金融資 サイト内検索

※ 融資対象事業の実施前に、名古屋市・取り扱い金融機関の審査が必要になります。

内容の確認に1～2ヶ月程度かかる場合がありますので、ご利用の際は早めにご連絡ください。

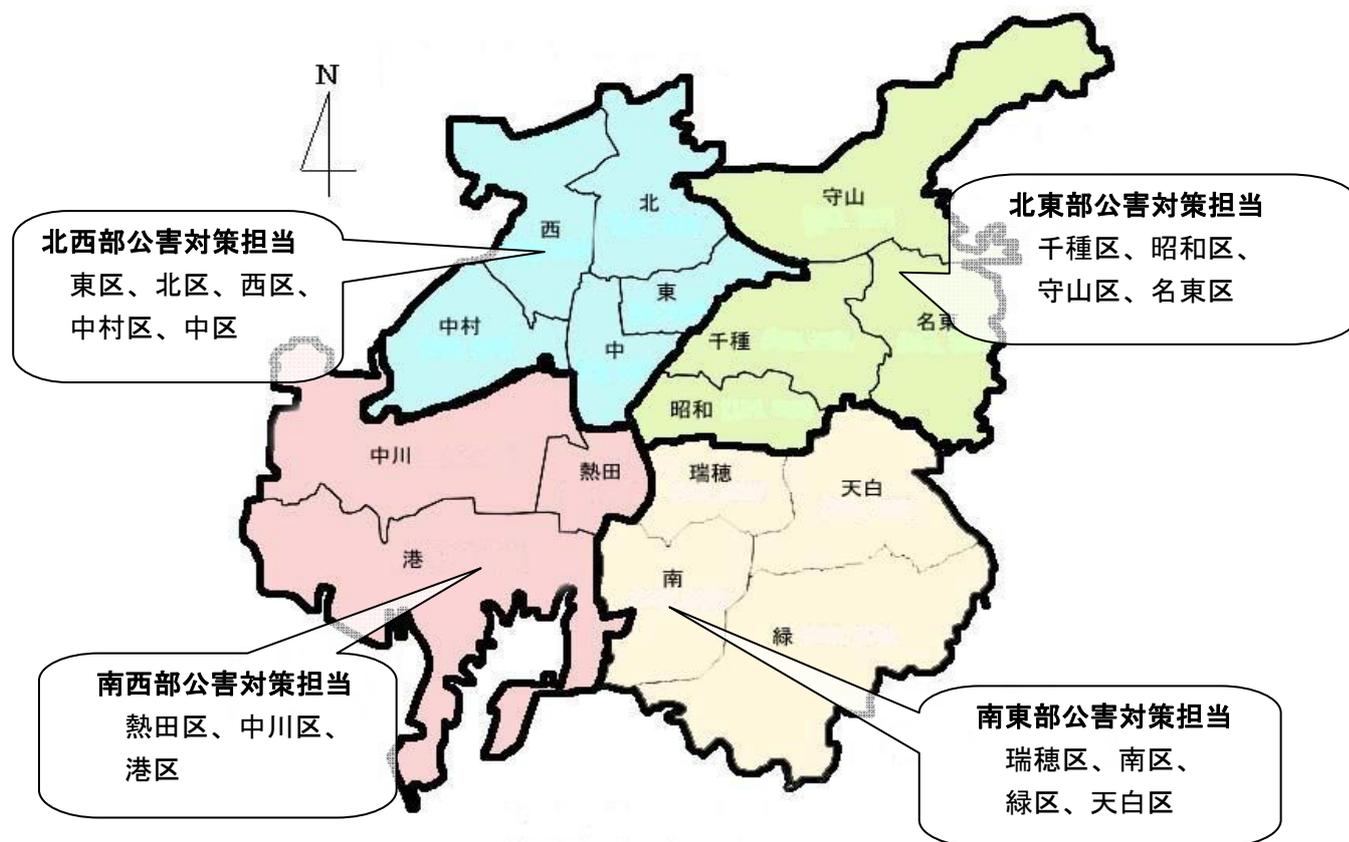
## 届出・ご相談・お問い合わせ先

(平成22年10月4日から)

○北東部公害対策担当 (担当区：千種・昭和・守山・名東)	名東区上社二丁目50 (名東区役所1階)	☎ 778-3108 FAX 778-3110
○北西部公害対策担当 (担当区：東・北・西・中村・中)	西区花の木二丁目18-1 (西区役所2階)	☎ 523-4613 FAX 523-4634
○南東部公害対策担当 (担当区：瑞穂・南・緑・天白)	南区前浜通3-10 (南区役所2階)	☎ 823-9422 FAX 823-9425
○南西部公害対策担当 (担当区：熱田・中川・港)	港区港栄二丁目2-1 (港保健所3階)	☎ 651-6493 FAX 651-5144

名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課

☎ 972-2674 (直通) FAX 972-4155



届出書等は名古屋市公式ウェブサイト (<http://www.city.nagoya.jp/>) からダウンロードできます。

環境 届出

サイト内検索